

10 就学援助制度について

保護者の皆様

刈谷市教育委員会

刈谷市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。刈谷市教育委員会は、学校長、地区の民生委員・児童委員の方の意見をもとに、下記の認定基準により審査し、認定をします。

認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

記

認定基準

要保護

- ・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・要保護に準ずる程度に困窮している方
- ・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- ・国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

令和4年度 刈谷市就学援助費（準要保護）支給単価一覧表

（年額）

【中学校】

【小学校】

区分	費 目 (支給時期)	対 象 者	令和4年度単価	費 目 (支給時期)	対 象 者	令和4年度単価
1	新入学児童生徒学用品費 (入学前又は1学期分)	新1年生	60,000円	新入学児童生徒学用品費 (入学前又は1学期分)	新1年生	54,060円
2	学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	1年生	22,730円	学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	1年生	11,630円
			(月額1,900円) (8月のみ1,830円)			(月額970円) (8月のみ960円)
		2、3年生	25,000円		2～6年生	13,900円
			(月額2,100円) (8月のみ1,900円)			(月額1,160円) (8月のみ1,140円)
3	修学旅行費 (実施学期分に支給)	3年生	実 費	修学旅行費 (実施学期分に支給)	6年生	実 費
4	校外活動費 [宿泊を伴わないもの] (実施学期分に支給)	1～3年生	実 費 上限額 2,310円	校外活動費 [宿泊を伴わないもの] (実施学期分に支給)	1～6年生	実 費 上限額 1,600円
	校外活動費 [宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給)	1～3年生	実 費 上限額 6,210円	校外活動費 [宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給)	1～6年生	実 費 上限額 3,690円
5	学校給食費	1～3年生	認定日から全額補助 (1食 280円)	学校給食費	1～6年生	認定日から全額補助 (1食 250円)

保護者様

刈谷市教育委員会

令和5年度特別支援教育就学奨励費補助事業について(お知らせ)

刈谷市では、小中学校の特別支援学級などに就学している児童・生徒の保護者にかかる経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費など学校教育にかかる費用の一部を補助しています。その内容については、下記のとおりです。

記

1 事業概要

刈谷市立小・中学校の特別支援学級等に就学しているお子さんがいらっしゃる保護者に対して、その世帯の所得が認定基準以内の場合、学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を補助する事業です。

2 対象者

(1) 特別支援学級の児童・生徒

(2) 通常学級の児童・生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの(別紙1「判定基準」参照)

3 支給単価(令和4年度参考)

区 分	小 学 校	中 学 校
新入学児童生徒 学用品・通学用品費	25,555円 ※6月末までの認定者	28,990円 ※6月末までの認定者
学用品・通学用品費 1年生	上限5,820円 ※月額485円	上限11,370円 ※月額950円/ 8月のみ920円
学用品・通学用品費 1年生以外	上限6,955円 ※月額580円/ 8月のみ575円	上限12,505円 ※月額1,050円/ 8月のみ955円
修学旅行費 小学校6年生 中学校3年生	実質額×1/2 上限10,790円	実質額×1/2 上限28,860円
校外活動費 宿泊を伴わないもの	実質額×1/2 上限800円	実質額×1/2 上限1,155円
校外活動費 宿泊を伴うもの	実質額×1/2 上限1,845円	実質額×1/2 上限3,105円
学校給食費	実質額×1/2 125円	実質額×1/2 140円

4 申請方法

対象者には、6月頃、学校を通じて申請のご案内をします。各学校の指定する期日までに書類をそろえて提出してください。

5 支給予定

年2回（10月と3月）、保護者の口座に振り込みます。

6 認定基準と補助経費

世帯の所得額が基準以内の世帯に限り、学用品費、給食費などの費用を上限額の範囲内で補助します。認定は、年度毎に決定し、算定の基準となる所得額は、同じ世帯人数でも年齢構成などにより異なります。

制度の詳しい内容については、刈谷市教育委員会学校教育課（Tel 62-1035）または在学学校へお問い合わせください。

「判 定 基 準」

刈谷市教育委員会

「通常学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの」の判定基準

区 分	障害の程度（学校教育法施行令第22条の3の規定による基準）
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は※1 著しく困難な程度のもの ※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅延の程度が1の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても※1 歩行、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が1の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの ※1 歩行には、車いすによる移動は含まない。
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して※1 医療又は※2 生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して※2 生活規制を必要とする程度のもの ※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。 ※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。